

収入保障特約<逡減型> (2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 年金の支払
- 第4条 年金を支払わない場合
- 第5条 特約年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

- 第6条 総則
- 第7条 中途付加された特約の責任開始期
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 特約年金の支払事由発生後における重大事由による解除
- 第10条 特約年金の支払事由発生後における特約の社員配当金
- 第11条 普通保険約款の規定の適用

収入保障特約<逡減型> (2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(年金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項各号の年金ごとにそれぞれ当該各号に定める支払事由をいい、会社は、これらの支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、年金を支払います。

2 この特約の年金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

| 号 | 名称 | 支払事由 | 支払額 | 受取人 |
|-----|--------|-------------------------|-------|-------------------|
| (1) | 収入保障年金 | 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。 | 特約年金額 | 普通保険約款に定める死亡給付受取人 |

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

【備考3】最低支払保証年数

年金支払期間の最低保証年数をいい、この特約の締結時に会社所定の範囲内で定めるものとします。

【備考4】この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の

| | | | | |
|-----|--------|---|-------|---------------------|
| (2) | 高度障害年金 | 被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後の原因によって高度障害状態（別表2）に該当したとき。 この場合、責任開始 ^{【備考1】} 期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始 ^{【備考1】} 期以後の傷害または疾病 ^{【備考2】} を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。 | 特約年金額 | 普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人 |
|-----|--------|---|-------|---------------------|

3 この特約の年金支払期間は、被保険者が前項の収入保障年金または高度障害年金（以下「特約年金」といいます。）の支払事由に該当した日からその日を含めてこの特約の保険期間満了の日まで（ただし、この期間が最低支払保証年数^{【備考3】}に満たない場合には、被保険者が特約年金の支払事由に該当した日からその日を含めて最低支払保証年数^{【備考3】}を経過する日まで）とします。

4 特約年金の受取人を第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

5 特約年金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 第1回の特約年金および第2回以後の特約年金の支払時期は、それぞれ次に定めるとおりとします。

ア. 第1回の特約年金

被保険者が特約年金の支払事由に該当したときに支払います。

イ. 第2回以後の特約年金

第3項の年金支払期間中の、被保険者が特約年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に支払います。

(2) 被保険者が生死不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、収入保障年金を支払います。

(3) 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考4】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものと取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(4) この特約の保険期間満了の日に、高度障害状態（別表2）のうち回復の見込がないことが明らかでないために高度障害年金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。

(5) 会社が第1回の高度障害年金を支払った場合には、高度障害年金の支払事由発生時以後新たに特約年金の支払事由が生じたことにより特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(6) 高度障害年金を支払う前に収入保障年金の請求を受け、収入保障年金が支払われるときは、会社は、高度障害年金を支払いません。

(7) 会社が第1回の特約年金を支払った場合には、次の払込期月^{【備考5】}以後のこの特約の特約保険料の払込は不要とします。

(8) 特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、未払特約年金の現価の一括支払を請求することができます。

(9) 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、前号の場合に準用します。

(10) 特約年金の支払事由の発生後に特約年金の受取人が死亡した場合には、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人を特約年金の受取人とします。この場合、本号の規定により特約年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

際とします。

【備考5】 次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに特約年金の支払事由に該当したときは、その払込期月とします。

(年金を支払わない場合)

第4条 前条第2項各号に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当する

第4条 備考

【備考1】 責任開始

ときは、会社は、前条の特約年金を支払いません。

| 号 | 特約年金の免責事由 | |
|-----|----------------|---|
| (1) | 収入保障年金を支払わない場合 | 次のいずれかにより被保険者が収入保障年金の支払事由に該当したとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} の日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺 イ. 契約者または死亡給付受取人の故意 ウ. 戦争その他の変乱 |
| (2) | 高度障害年金を支払わない場合 | 次のいずれかにより被保険者が高度障害年金の支払事由に該当したとき。 ア. 被保険者の故意または重大な過失 イ. 契約者の故意 ウ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意 エ. 被保険者の犯罪行為 オ. 戦争その他の変乱 |

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

- 2 被保険者が死亡給付受取人の故意によって収入保障年金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、収入保障年金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の死亡給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。被保険者が傷害疾病給付受取人の故意によって高度障害年金の支払事由に該当した場合も同様とします。
- 3 被保険者が戦争その他の変乱によって特約年金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、特約年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 4 免責事由に該当したことによって収入保障年金を支払わないときは、会社は、この特約の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 5 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、前項の場合に準用します。

(特約年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継)

- 第5条** 第3条の特約年金が支払われる場合、特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じた日に、契約者のこの特約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 2 前項の規定により特約年金の受取人がこの特約上の権利義務を承継した場合には、会社は、年金証書を特約年金の受取人に発行します。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

- 第6条** 第2編（この特約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

- 第7条** 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約の消滅)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第3条（年金の支払）第5項第8号に定める未払特約年金の現価の一括支払が行なわれたとき。
- (2) この特約の最終の特約年金が支払われたとき。

(特約年金の支払事由発生後における重大事由による解除)

第9条 会社は、この特約について、特約年金の支払事由が生じた後に次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

| 号 | 重大事由 |
|-----|--|
| (1) | 特約年金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 |
| (2) | この特約が付加されている特約組立型総合保険契約（当該保険契約に付加されている他の特約を含みます。）または他の保険契約（特約年金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の特約年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合 |

- 2 前項第1号のみに該当したことによりこの特約を解除する場合で、その該当した受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項および第5項の規定は、その解除した部分について適用します。
- 3 第1項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由によるこの特約の特約年金の支払をしません。また、この場合に、すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 本条によるこの特約の解除は、特約年金の受取人に対する通知によって行ないます。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合、会社は、第3条（年金の支払）第5項第8号に定める未払特約年金の現価の一括支払が請求されたものとして計算した金額を特約年金の受取人に支払います。

(特約年金の支払事由発生後における特約の社員配当金)

第10条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、特約年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日が次の事業年度中に到来する特約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。

- 2 前項により割り当てた社員配当金は、次の事業年度の特約年金の支払日に、特約年金とともにその受取人に支払います。

(普通保険約款の規定の適用)

第11条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。